

## 都市公園における再エネ導入の推進について

国際的に重要な環境問題である地球温暖化について、我が国では2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、各種対策を推進することとなっている。

都市公園においても、生物多様性保全や防災、健康増進、賑わいの場など公園に期待される各種機能・役割を踏まえつつ、積極的な地球温暖化対策を講じていく必要がある。

都市公園における地球温暖化対策については、都市における貴重な緑のオープンスペースであるという特徴を活かし、緑（特に樹木）による二酸化炭素吸収固定対策、緑によるヒートアイランド現象の緩和を通じた二酸化炭素排出抑制対策が考えられるとともに、他の公共施設等と同様に、太陽電池発電施設の設置等の再エネ導入による二酸化炭素排出削減対策が挙げられる。

### 1. 都市公園における再エネ発電施設の整備

都市公園に公園施設として設置される太陽電池発電施設等の再エネ発電施設（環境への負荷の低減に資する発電施設）の整備は、国において従前から補助対象施設として社会資本整備総合交付金等により支援してきたところである。

特に避難地や防災拠点となる防災公園では、通常の電力供給が途絶した際の代替施設として、避難者の適切な誘導等のための照明や情報の送受信を行うスマートフォン等を充電する際の電源等となるものであり、災害時の機能・役割を十分に発揮するという観点から、整備の検討をお願いしたい。

なお、予算支援の範囲については、公園管理上必要な分として年間を通じたピーク時の電力消費量を賅える範囲を上限とするが、防災公園では災害時の機能・役割を見据えて必要と推計される電力消費量までを含み得ると考えている。また、ピーク時の電力消費量等を踏まえた整備を行うことで余剰電力が生じることがありえるが、支援額を限度として国庫に納付することを前提に、当該電力を売却することも可能であると考えている。

また、都市公園において、緑のオープンスペースを保全しつつ、敷地内に太陽電池発電施設を設置する方法として、駐車場の上部空間の活用（駐車場の屋根上部に太陽電池発電施設を設置。屋根と太陽電池発電施設が一体である場合を含む）が考えられるので、積極的な検討をお願いしたい。

### 2. Park-PFIによる再エネ発電施設の導入

Park-PFI（公募設置管理制度）は、都市公園において飲食店、売店等の収益施設（公募対象公園施設）の設置と当該施設の収益を活用して周辺の園路、広場等（特定公園施設）の整備を一体的に行う事業者を公募により選定する制度である。公園施設として設置される太陽電池発電施設等の再エネ発電施設は、このPark-PFIにおいて、公募の際の公募設置等指針に特定公園施設として明記することにより、その整備費の一部にPark-PFI事業者の資金を導入することが可能であるので、官民連携により効率的に再エネ発電施設の導入を推進する方策として検討をお願いしたい。

また、1. の駐車場の上部空間の活用（駐車場の屋根上部に太陽電池発電施設を設置。屋根と太陽電池発電施設が一体である場合を含む）において、これらを駐車場の付属物として公募対象公園施設である公園施設（有料駐車場）に含めて設置の推進を図ることも考えられるので、あわせて検討をお願いしたい。